

○西栗倉村週休2日工事実施要領（発注者指定型）

令和8年4月1日

要領 第 6 号

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、西栗倉村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、週休2日工事を発注者指定型により実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「週休2日」とは、原則として対象期間における土曜日及び日曜日を休日として確保し、現場を完全閉所することをいう。

2 この要領において「週休2日工事」とは、週休2日を実施する工事をいう。

3 この要領において「対象期間」とは、現場着手日（準備工事を除く。）から現場完成日までをいう。ただし、対象期間内には、休日である土曜日及び日曜日の前後に計6日の開所日を有する連続した8日間の期間を1回以上含むものとする。

4 この要領において「完全閉所」とは、現場事務所での事務的作業を含む工事現場における全ての作業を中断し、現場を閉所することをいう。

5 この要領において「通期の週休2日の達成」とは、対象期間における土曜日及び日曜日の日数と等しい、休日である土曜日及び日曜日の日数（発注者が認めた振替日を含む。）を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

6 この要領において「月単位の週休2日の達成」とは、通期の週休2日を達成した工事のうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、振替日を設定したときには、作業を行う土曜日及び日曜日の前後1週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除く。）に振替日を確保し、現場を完全閉所した場合をいう。

7 この要領において「完全週休2日（土日）の達成」とは、対象期間の全ての週において、休日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場を完全閉所した場合をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日及び日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、同一の週において土曜日及び日曜日に代わる曜日（以下「指定曜日」という。）を指定し、現場を完全閉所するものとする。

8 この要領において「上限価格」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含む。

（対象工事）

第3条 週休2日工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、西栗倉村が発注する上限価格が2,000万円以上の建設工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象としない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件又は施工期間の制約が厳しい工事
- (3) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書及び設計書に対象工事である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 週休2日工事の発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

2 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、完全週休2日（土日）、月単位又は通期の週休2日のいずれを実施するか協議するものとする。

3 受注者は、地元条件又は天候等により、やむを得ず土曜日及び日曜日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。ただし、振替日は、作業を行う土曜日及び日曜日の前後2週間以内（祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を除き、月単位の週休2日の達成の場合にあっては前後1週間以内、完全週休2日（土日）の達成の場合にあっては同一の週とする。）に設定するものとする。

4 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法)

第5条 対象工事における週休2日に係る積算は、当該工事の設計に適用する岡山県の積算基準及び週休2日工事に係る関係基準（以下「県積算基準等」という。）に準じて行うものとする。

2 県積算基準等において、週休2日の達成状況に応じた補正を行うこととされている工事については、発注者は、当該工事に適用される補正方法により上限価格を作成し、達成状況に応じて必要な設計変更を行うものとする。

3 県積算基準等において週休2日に係る費用の補正を行わないこととされている工事については、週休2日の達成状況による上限価格又は請負金額の補正は行わないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、補正対象となる経費、補正係数その他積算に必要な事項は、当該工事に適用する県積算基準等によるものとする。

(履行証明書)

第6条 発注者は、受注者が対象期間において月単位の週休2日又は完全週休2日（土日）の達成を確認できた上でしゅん功検査に合格した場合は、受注者に対し、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、村長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積徴取を行う工事から適用する。